

ケーブルプラスでんき利用規約

でんきセット割利用規約

(令和8年8月 1 日版)

株式会社ハートネットワーク(以下、「ハートネットワーク」という。)と au エネルギー & ライフ株式会社(以下、「auEL」という。)および関西電力株式会社(以下「関西電力」という)が提供する「ケーブルプラスでんきサービス」(以下、「本サービス」という。)を受ける者(以下、「お客様」という。)との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第 1 条 (総則)

1. ハートネットワークは、auEL および関西電力が規定するでんき契約約款(関西電力・auEL)(以下「約款」という。)により提供される本サービスに関してハートネットワークに譲り渡された auEL の債権(以下、「電気料金」という。)の請求等を、ハートネットワークの定める「ケーブルプラスでんき利用規約」(以下、「本規約」という。)により行うものとします。
2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. ハートネットワークは、本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。

第 2 条 (用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り約款で使用する用語の意味に従います。

第 3 条 (利用契約)

1. 本サービスを利用しようとする者(以下「お客様」といいます。)は、約款等及び本規約を承諾のうえ、ハートネットワークが別途指定する方法によりお申し込みを行い、auEL がケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できたときに契約が成立するものとします。
2. ハートネットワークは、前項に基づくお申し込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. ハートネットワークは、第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、お申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① お申し込みにあたりお客様が虚偽の内容をハートネットワークに申告した場合、またはそのおそれがある場合。
 - ② お客様が本サービスまたは、ハートネットワークから請求している他サービスの料金の支払いを現に怠り、またはそのおそれがある場合。
 - ③ 過去に、お客様の責めに帰すべき事由により本サービスの提供を受けるための契約(以下、「利用契約」という。)が解除、またはお客様に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
 - ④ その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむをえない場合、需給契約のお申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第 4 条 (auIDの提供)

1. ケーブルプラスでんき Web サービスの利用にはKDDIが提供する「auID」が必要です。
2. お客様は、本サービスのお申し込みにあたり、KDDIが別に定める「ID利用規約」に同意していただきます

第 5 条 (auEL に係る債権の譲渡等)

お客様は、ハートネットワークが電気料金を請求することを承諾するものとします。この場合、ハートネットワークおよび auEL は、お客様への個別通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 6 条（請求と支払い等）

1. お客様は、ハートネットワークが定める期日までに指定する方法で支払いを行うものとします。
2. 前項に関わらずハートネットワークが特に認める場合には、お客様は銀行振込又はハートネットワークが定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に関わる振込手数料は、お客様の負担とします。
3. お客様は、ハートネットワークが電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。
4. お客様は、電気料金について支払期日を経過してもなお、お支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について年 12.0%（年あたりの場合は、閏年の日を含む期日についても、365 日の割合とします）の割合で計算して得た額を延滞利息として、ハートネットワークが定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内にお支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 7 条（利用契約の終了）

1. ハートネットワークは、お客様が本規約（本規約において準用している規定を含みます）に違反したときは、auEL に通知いたします。その場合、auEL は催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
2. お客様が利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ、ハートネットワークが別途定める方法により、ハートネットワークにご連絡ください。他の小売電気事業者への切り替えに伴う本サービスの解約の場合は、ハートネットワークにご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。
3. お客様が本サービスの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、本サービスが提供できない場合には、利用契約は解除となります。
4. 上記各項により、解除もしくは解約となった場合、でんきセット割も解除となります。
5. 電気料金のお支払いが、1 回滞納となった場合は本サービスを強制的に終了させていただきます。ただし、延滞理由がお客様に責がない場合はこの限りではありません。
6. 強制的に終了となったお客様へは、清算完了後に再契約の申し出があっても、ハートネットワークは再契約をお断りすることもあります。

第 8 条（auEL への通知）

お客様は、ハートネットワークが定める支払期日までに、ハートネットワークの既存サービスの料金の支払いが無い場合、auEL に通知することを了承するものとします。

第 9 条（他の小売電気事業者への通知）

約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金およびその他の債務について、本サービスの契約終了後も、現に料金およびその他の債務のお支払いがない場合、ハートネットワークはお客様の個人情報を auEL へ通知します。また、auEL は、その情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。

第 10 条（利用契約に係る契約者情報の利用）

ハートネットワークは、お客様の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは請求書の送付先等の情報を、本サービスに係る契約のお申し込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報等の取り扱いは、ハートネットワークが公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第 11 条（協議、管轄裁判所）

1. 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意を持って協議のうえ、解決にあたるものとします。
2. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、ハートネットワークの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、ハートネットワークの本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

1. ハートネットワークは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 記載の金額は全て税抜です。
3. この本規約は2022年7月1日より施行します。
4. この本規約は2026年8月1日より改正施行します。

でんきセット割利用規約

第 1 条（本規約の適用）

株式会社ハートネットワーク（以下、「ハートネットワーク」という。）は、このでんきセット割利用規約（以下、本規約）に基づき、でんきセット割（以下、「本割引」という。）を提供します。

2. ハートネットワークは、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約をハートネットワークの指定する Web サイトに掲載することにより行います。
3. 本規約本文の他、ハートネットワークが定める本割引に関する諸規定（ハートネットワークが別に Web サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限りません。以下「諸規定」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約本文と諸規定との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規定を優先して適用するものとします。

第 2 条（本割引の概要）

本割引は、au エネルギー&ライフ株式会社（以下、「auEL」という。）および関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）が提供するケーブルプラスでんき及び、本規約第4条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところより、料金に応じた割引を行うハートネットワーク提供のサービスです。

第 3 条（申込み）

本割引の適用を希望する者（以下、「申込者」という。）は、本規約を承諾の上、ハートネットワークが別に定めるところによりハートネットワークに申込みを行うものとします。

第 4 条（契約の成立）

ハートネットワークは、前条の申込みが次の各号に定める条件の全てを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、ハートネットワークと申込者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下、「本件契約」という。）が成立するものとします。

- (1) 申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約（以下、「ケーブルプラスでんき契約」という。）を締結していること、または、ケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されていない場合を除く）。
- (2) ハートネットワークが指定する以下のサービス（以下、「対象サービス」という）を、申込者が契約していること。
 - ・ハート TV ・ハート NET ・ハート光 ・ハートひかり S/H、・ハートひかり TV・4G プラス ・ハート LTE
 - ・ハートスマホ ・ハート eye ・ハート WiFiP
- (3) 前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件を全て満たしていること。
 - ① ハートネットワークの「でんきセット割利用規約」で定める対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。
 - ② 電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
 - ③ ケーブルプラスでんきおよび対象サービスを同一名義、同一お客様番号で契約していること。
 - ④ 滞納がないこと。前項の規定にかかわらず、ハートネットワークは、業務上支障があるとき、またはその他ハートネットワークが不適切と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

第 5 条（でんきセット割）

1. ハートネットワークは、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者（以下、「本件契約者」という。）の契約するケーブルプラスでんきおよび対象サービスに係る請求料金（以下、「本件請求料金」という。）に応じ、次項の定めに従って算出した金額（以下、「割引金額」という。）を、本件請求金額から引き引きます。
2. 割引額は、auEL および関西電力提供のでんき契約約款（関西電力・auEL）に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下、「本件対象額」という）に、本件対象額に応じて定める以下の割引率を乗じた金額とします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

本件対象額	割引率
8,000 円未満	0.5%
8,000 円以上	1%

第 6 条（対象サービスの変更）

1. 本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、ハートネットワークが別に定める方法でハートネットワークに申し出るものとします。
2. 本件契約者は、前項の申し出において、第4条(2)に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

第 7 条（本件契約の終了）

本件契約者は、ハートネットワークが別に定める方法でハートネットワークに申し出ることにより、本件契約を解約することが出来るものとします。前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。

(1) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。

(2) 対象サービスに係る契約が終了したとき。

(3) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

第 8 条（権利義務の譲渡禁止）

本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第 9 条（顧客情報の取扱い）

ハートネットワークは、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者および対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、ハートネットワークが別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第 10 条（合意管轄）

本割引に係る紛争については、ハートネットワークの本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 11 条（本割引に関する疑義等）

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、または本規約に定めがない事項が生じた場合は、ハートネットワークが決定する内容に従って処理するものとし、申込者および本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

附 則

1. ハートネットワークは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 記載の金額は全て税抜です。
3. この本規約は2022年7月1日より施行します。
4. この本規約は2026年8月1日より改正施行します。